(ｱ)　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

(ｲ)　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(3)　施工実績　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事又は類似工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体で申請する場合　下記に掲げる（A）同種工事(I)及び(II)の施工実績を全て有すること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、共同企業体を構成する代表者は、下記に掲げる(A)同種工事(I)かつ、(II)又は(B)類似工事の(II)の施工実績を有すること。また、共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、(B)類似工事の(I)又は(II)のうちいずれか１つの施工実績を有すること。ただし、共同企業体を構成する代表者が(A)同種工事(II)の実績を有さない場合は、共同企業体を構成する代表者以外の構成員の１者以上が(A)同種工事(II)の実績を有すること。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、ＰＣ橋上部工工事を担当する場合は、(A)同種工事(I)の施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、(A)同種工事の(II)の施工実績を有すること。なお、両方の工事を担当する場合は、(A)同種工事(I)かつ(II)の施工実績を有すること。

(A)　同種工事

(I)　ＰＣ橋上部工工事

・河川又は海上において、片持ち式架設工法又は片持ち張出施工により架設した最大支間長105m以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事

(II)　土木工事

・杭打ち船により施工した鋼管矢板長（※１）30m以上の鋼管矢板基礎工事及び河川又は海上における橋脚高さ（※２）15m以上のコンクリート橋脚の工事

※１　鋼管矢板長は、最終的に基礎として残る鋼管矢板の長さとする。

※２　フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又は、ケーソン若しくは鋼管矢板基礎の天端から橋脚の天端までの高さとする。

(B)　類似工事

(I)　ＰＣ橋上部工工事

・河川又は海上において、片持ち式架設工法又は片持ち張出施工により架設した最大支間長55m以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事

(II)　土木工事

・杭打ち船により施工した鋼管矢板長（※）15m以上の鋼管矢板基礎工事及び河川又は海上におけるコンクリート橋脚の工事

※鋼管矢板長は、最終的に基礎として残る鋼管矢板の長さとする。

(4)　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成12年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは(3)に同じ。

特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、構成員のうち１者の現場代理人又は主任（監理）技術者が施工実績を有していればよい。

特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、構成員がそれぞれ分担する工事の施工実績を有している現場代理人又は主任（監理）技術者を配置すること。なお、両方の工事を担当する場合は、両方の施工実績を有する現場代理人又は主任（監理）技術者を配置すること。

同種工事(I)及び(II)を必要とする。

(I)　ＰＣ橋上部工工事

・河川又は海上において、片持ち式架設工法又は片持ち張出施工により施工した最大支間長55m以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事

(II)　土木工事

・河川又は海上におけるコンクリート橋脚の工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

(ｱ)　管理技術者

１）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

４）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）